（対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十六条）

第八条　［略］

［2・3　略］

4　第一項の申立てをするときは、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体（以下この条において「記録媒体等」という。）から対象姿態等該当部分を除いたもの（以下この条において「申立時除外媒体」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る対象姿態等該当部分が当該証拠の申出に係る記録媒体等の全部であるときは、この限りでない。

5　第一項の申立てをする被告は、申立時除外媒体の複製物について直送をしなければならない。

［6・7　略］

8　第六項の決定があったときは、被告は、前項ただし書の場合を除き、決定後除外媒体の複製物について直送をしなければならない。

9　第一項の申立てをする被告は、申立時除外媒体又は決定後除外媒体の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、これらに係る画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録する方法により提出することができる。

10　民事訴訟法第百三十二条の十一第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、申立時除外媒体及び決定後除外媒体（同法第二百三十一条に規定する物件を除く。）の提出について準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則第八条第九項」と読み替えるものとする。

11　被告は、第一項の申立てをした場合において、申立時除外媒体の複製物又は決定後除外媒体の複製物の直送をしたときは、民事訴訟規則第百三十七条第二項の規定による同条第一項の写しの直送をすることを要しない。ただし、第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

12　第一項の申立てがされた場合における被告及び対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該当部分に係る民事訴訟法第九十一条の二第一項の規定による電磁的訴訟記録の閲覧は、民事訴訟規則第三十三条の三第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる方法に限るものとする。ただし、第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

		記録の消去等に関する法律第九条第二項に規定する撮影対象者等をいう。）
第五十二条の二十二第一項	法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者	被告

（対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十六条）

第八条　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項の申立てをするときは、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体（以下この条において「記録媒体等」という。）から対象姿態等該当部分を除いたもの（以下この条において「申立時除外媒体」という。）及びその複製物一個（申立時除外媒体を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）をも作成し、裁判所に提出しなければならない。

5　被告は、原告に送付すべき申立時除外媒体の複製物について直送をすることができる。

［6・7　同上］

8　被告は、前項本文の規定により決定後除外媒体を提出するときは、その複製物一個（決定後除外媒体を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

9　被告は、原告に送付すべき決定後除外媒体の複製物について直送をすることができる。

10　第四項の規定により申立時除外媒体が提出された場合には、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る記録媒体等の閲覧、謄写又は複製は、申立時除外媒体（第七項本文の規定により決定後除外媒体が提出された場合にあっては、決定後除外媒体）によってさせることができる。

11　第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、被告は、速やかに、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る記録媒体等について、その複製物一個（記録媒体等を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

12　被告は、原告に送付すべき記録媒体等の複製物について直送をすることができる。

		記録の消去等に関する法律第九条第二項に規定する撮影対象者等をいう。）
第五十二条の十三第一項	法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者	被告

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

最高裁判所長官　今崎　幸彦